# 新(平成27年8月21日農林水産省告示第2008号)

(定義)

りとする。

用	語	定	義
ハンバーガーバ	ペティ	牛肉、豚肉若しくは家きん肉(以下	「食肉」と総称する。)を粗びきした
		もの又はこれに牛若しくは豚の脂肪層	<b>Mana Bana Bana Bana Bana Bana Bana Bana </b>
		ないものに限る。) 若しくは肉様の約	且織を有する植物性たん白を加えたも
		のに、調味料、香辛料、野菜、つなき	ぎ等を加え又は加えないで練り合せた
		後、円盤状等の形状に成形して急速を	東結したもので <u>あって</u> 、ハンバーガー
		の材料として加熱調理して使用される	るものをいう(植物性たん白の <u>原材料</u>
		及び添加物に占める重量の割合が、2	0%以下であり、かつ、つなぎの <u>原材</u>
		料及び添加物に占める重量の割合が1	0%以下であるものに限る。)。
(略)		(略)	

(ハンバーガーパティ規格)

第3条 ハンバーガーパティの規格は、次のとおりとする。

D	区 分		基	準		
			上級	標準		
밆	(略)		(略)	(略)		
	묘	温	(略)			
	原	材 料	次に掲げるもの以外のものを使用し	(略)		
質			ていないこと。			
			1 (略)			
			2 調味料			
			砂糖類(砂糖、糖みつ及び糖類			
			をいう。)、トマト加工品、食塩			
			、たん白加水分解物及び動植物の			
			抽出濃縮物並びにこれら以外のも			
			ので <u>あって</u> 原材料に占める重量の			
			割合が1%以下で調味料として使			
			用するもの			
			3 (略)			
	添	加 物	使用していないこと。	1 国際連合食糧農業機関及び世界		
				保健機関合同の食品規格委員会が		
				定めた食品添加物に関する一般規		

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとお 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとお りとする。

旧

用 語	定	義
ハンバーガーパティ	牛肉、豚肉若しくは家きん肉(以下「	「食肉」と総称する。) を粗びきした
	もの又はこれに牛若しくは豚の脂肪層	(その使用量が食肉の使用量を超え
	ないものに限る。)若しくは肉様の組	L織を有する植物性たん白を加えたも
	のに、調味料、香辛料、野菜、つなき	等を加え又は加えないで練り合せた
	後、円盤状等の形状に成形して急速凍	i結したもので <u>あつて</u> 、ハンバーガー
	の材料として加熱調理して使用される	ものをいう(植物性たん白の <u>原材料</u>
	に占める重量の割合が、20%以下であ	り、かつ、つなぎの <u>原材料</u> に占める
	重量の割合が10%以下であるものに限	る。)。
(略)	(略)	

(ハンバーガーパティ規格)

第3条 ハンバーガーパティの規格は、次のとおりとする。

707	K /		ハノイの呪俗は、仏のこわりこりる。	
₽	<u> </u>	分	基	準
			上級	標準
끕	(附	各)	(略)	(略)
	品品	温	(略)	同左
	原	食品添加	次に掲げるもの以外のものを使用し	(略)
質		物以外の	ていないこと。	
		原材料	1 (略)	
	材		2 調味料	
			砂糖類(砂糖、糖みつ及び糖類	į
			をいう。)、トマト加工品、食塩	
	料		、たん白加水分解物及び動植物の	
			抽出濃縮物並びにこれら以外のも	
			のであつて原材料に占める重量の	
			 割合が1%以下で調味料として使	
			用するもの	
			3 (略)	
		食品添加	香辛料抽出物以外のものを使用して	次に掲げるもの以外のものを使用し
		物	いないこと。	ていないこと。
				1 調味料
			1	,

		格 (CODEX STAN 192-1995, Rev. 7-2				<u>DL―アラニン、5' ―イノシ</u>
		006)3.2の規定に適合するものであ				ン酸二ナトリウム、5' 一グアニ
		って、かつ、その使用条件は同規				ル酸二ナトリウム、グリシン、L
		格3.3の規定に適合していること。				一グルタミン酸ナトリウム、コハ
		2 使用量が正確に記録され、かつ				ク酸二ナトリウム、5'一リボヌ
		、その記録が保管されているもの				クレオチドニナトリウム及びリン
		であること。				酸三ナトリウムのうち3種以下
		<u></u>				2 結着補強剤
						ピロリン酸二水素二ナトリウム
						及びポリリン酸ナトリウム
						3 乳化安定剤
						カゼインナトリウム
						4 pH調整剤
						クエン酸、酢酸ナトリウム、氷 酢酸、フマル酸ーナトリウム及び
						DL-リンゴ酸のうち2種以下
						5 酸味料
						乳酸
						6 酸化防止剤
						<u>L-アスコルビン酸及びミック</u>
						ストコフェロールのうち1種
						7 着色料 クまったこう ハー・
						<u>アナトー色素、カラメル I 、ベ</u> ニコウジ色素及びラック色素
						8 香料
						9 香辛料抽出物
						10 加工でん粉
						アセチル化アジピン酸架橋デン
						プン、アセチル化リン酸架橋デン
						プン、アセチル化酸化デンプン、
						オクテニルコハク酸デンプンナト
						リウム、酢酸デンプン、酸化デン
						プン、ヒドロキシプロピルデンプ ン、ヒドロキシプロピル化リン酸
						架橋デンプン、リン酸モノエステ
						ル化リン酸架橋デンプン、リン酸
						化デンプン及びリン酸架橋デンプ
						<u>ンのうち3種以下</u>
食肉	] (略)	原材料及び添加物に占める重量の割	食	肉	(略)	原材料に占める重量の割合が、75%
		合が、75%以上であること。				以上であること。

	有ったん			(略)	原材料及び添加物に占める重量の割合が、20%以下であること。			
	野	菜	等	(略)	原材料及び添加物に占める重量の割合が、20%以下であること。			
	つ	な	ぎ	(略)	原材料及び添加物に占める重量の割合が、5%以下であること。			
	粗	脂	肪	(略)				
	厚		さ	(略)				
	内	容	量	(略)				
表	表	示 事	項	V E /				
	表;	示の方	· 法	に規定する方法により行われている。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料を、原材料に 次に規定するところにより記載・  ア 「牛肉」、「牛脂肪」、「 でん粉」、「食塩」、「砂糖 その最も一般的な名称をもつ のから順に記載すること。  イ 使用した食肉又はつなぎが かかわらず、「食肉」又は「	占める重量の割合の <u>高い</u> ものから順に			

	肉核	長の組織	能を	(略) 原材料に占める重量の割合が、20%						
	有す	一る植物	勿性	以下であること。						
	たん	/白								
	野	菜	等	(略) 原材料に占める重量の割合が、20%						
				<u>リー</u> 以下であること。						
	つ	な	ぎ	(略) 原材料に占める重量の割合が、5%	1					
		-		以下であること。						
	粗	脂	肪	(略) 同左	_					
	厚	711	*	(略) 同左	-					
	異		物	混入していないこと。	_					
	_	容	量	(略)	_					
#				V H7	_					
表	衣	示 事	垻	1 次の事項を表示してあること。						
示										
				<u>(1)</u> <u>名称</u>						
				<u>(2)</u> <u>原材料名</u>						
				(3) 内容量						
				(4) 賞味期限						
				(5) 保存方法						
				(6) 製造業者又は販売業者(輸入品にあっては、輸入業者)の氏名又は						
				名称及び住所						
				2 輸入品にあつては、1に規定するもののほか、原産国名を表示してあ						
				<u>ること。</u>						
	非 :	示のた	; 注	<u>~~~~。</u>   1 表示事項の項の 1 の (1) から (5) までに掲げる事項の表示は、次に規定	-					
	10 /	1, 02 %	14	する方法により行われていること。						
				(1) (略)						
				· / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
				(2) 原材料名						
				使用した原材料を、ア及びイの区分により原材料に占める重量の割						
				合の <u>多い</u> ものから順に <u>それぞれア及びイに</u> 規定するところにより記載						
				すること。						
				<u>ア</u> 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いも	-					
				のから順に次に定めるところにより記載すること。						
				(ア) 「牛肉」、「牛脂肪」、「粒状植物性たん白」、「玉ねぎ」、						
				 「でん粉」、「食塩」、「砂糖」、「牛肉エキス」、「香辛料」						
				等とその最も一般的な名称をもつて原材料に占める重量の割合の						
				多いものから順に記載すること。						
				(4) 使用した食肉又はつなぎが 2 種類以上である場合は、(7) の規定						
				にかかわらず、「食肉」又は「つなぎ」の文字の次に、括弧を付						
				して、それぞれ「牛肉、鶏肉」、「でん粉、脱脂粉乳」等と原材						
	l			して、て4いて4い「中内、駒内」、「て心切、肌胆切孔」寺と原例	l					

める重量の割合の高いものから順に記載すること。

ウ 使用した肉様の組織を有する植物性たん白が2種類以上である場合は、アの規定にかかわらず、「粒状・繊維状植物性たん白」又は「繊維状・粒状植物性たん白」と原材料に占める重量の割合の高いものから順に記載すること。

「削る。〕

(3) (略)

[削る。]

「削る。〕

[削る。]

料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

- (ウ) 使用した肉様の組織を有する植物性たん白が2種類以上である場合は、(ア)の規定にかかわらず、「粒状・繊維状植物性たん白」又は「繊維状・粒状植物性たん白」と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。
- イ 食品添加物は、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第3条 第1項及び第3項の表の添加物の項の下欄の規定に従い記載すること。
- (3) (略)
- (4) 賞味期限

賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であつても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。)を、次に定めるところにより記載すること。

- <u>ア</u> 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより記載すること。
- (7) 平成22年3月29日
- (1) 22. 3.29
- (ウ) 2010. 3.29
- (I) 10. 3.29
- (1) 220329
- (h) 100329
- <u>イ</u> 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次 に定めるところにより記載すること。
  - (ア) 次の例のいずれかにより記載すること。
  - <u>a</u> 平成22年3月
  - b 22. 3
  - <u>c</u> <u>20</u>10. 3
  - <u>d</u> 10. 3
  - <u>e</u> <u>2</u>203
  - f 1003
  - (1) (7) の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。
- (5) 保存方法
  - 「-18℃以下で保存すること」等と記載すること。
- <u>2</u> 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に定めるところにより、容 器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。
- (1) 表示は、別記様式により行うこと。ただし、表示事項を別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限

表示の方式等	食品表示基準の規定に従うほか、次に定めるところにより、容器若しくは
	包装の見やすい箇所又は送り状に表示してあること。
	(1) 別記様式により行うこと。ただし、表示事項が別記様式による表示
	と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでな
	<u>V`</u>
	(2) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
	(3) 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) (以下「JIS Z 8
	305」という。)に規定する16ポイントの活字以上の大きさの文字とす
	ること。ただし、送り状に表示する場合においては、JIS Z 8305に規
	定する8ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。
表示禁止事項	食品表示基準の規定に従うほか、次に掲げる事項は、これを表示していな
	いこと。
	<u>(1) · (2) (略)</u>

## (測定方法)

第4条 前条の規格における品温、粗脂肪及び厚さの測定方法は、次のとおりとする。

事		項		測	定	方	法
(略)	)		(略)	)			
粗	脂	肪	1 2 J. (1) 2 (2) (3) (4) (4)	(略) 脂肪の抽出 きが±2℃であるも下同じ。)で1時間(以下「JIS R 350) かがルを入れたものかよう量する操作を (略) (1)の抽出用フラススにものの)を研修のものがある。 と同等以上のものがからしたが毎秒5~6流りは出まる。	ので、あらか 引乾燥し、デシ 3」という。) 2。以下同じ。 2、繰り返し、恒 スコにジエチ/ スレー抽告を の速さで滴下 で、抽出用でえ でラスコを定温	じめ100℃に設定 ケーター <u>(日本</u> に規定するもの) に入れて室温 量を測定する。 レエーテル約150r (JIS R 3503に 結し、冷却管を するように恒温 スコを取り外し、 乾燥器で1時間	した場合の温度調節精 こしておいたもの。以 工業規格R 3503 (2007) で、乾燥剤としてシリ になるまで放冷した後 加を入れ、(2)の円筒 規定するもの又はこれ 付して、ジエチルエー 水槽の温度を調整して 、ジエチルエーテルを 乾燥し、デシケーター
			3	計算			

	りでない。 (2) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。 (3) 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する16ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。
[新設]	イントの位于以上の人ささの就一のこれに位于とすること。 [新設]
表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。
	(1) • (2) (略)

## (測定方法)

第4条 前条の規格における品温、粗脂肪及び厚さの測定方法は、次のとおりとする。

事		項		測	定	方	法	
(略)			(略)					
粗	脂	肪	度が± 下同じ	出用フラスコ : 2℃である :。)で1時[	もので、あらか	じめ100℃に設 ケーターに入れ	定した場合の温度 定しておいたも0 1て室温になるま 定する。	)。以
			ろ紙を ジエチ	・ の抽出用フラ と入れたソッ:	クスレー抽出器 が毎秒5~6滴	の抽出管を連絡	50mlを入れ、(2) <i>0</i> 吉し、冷却管を付 するように恒温水	して、
			除去す	る。抽出用		乾燥器で1時	し、ジエチルエー 間乾燥し、デシケ る。	

	粗脂肪含量は次式に <u>よって</u> 計算する。 (略) [削る。]	
	注 <u>1</u> · <u>2</u> (略)	l
厚き	ダイアルシックネスゲージにより、試料の中心部及び周辺部の3カ所の厚さ	
	を測定し、その平均値をもって厚さとする。	

別記様式(第3条関係)

原材料名

添加物

内 容 量

賞味期限

保存方法

原産国名 製造者

## 備考

2 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示するこ

<u>とが</u>できる。

3 (略)

1 (略)

[削る。]

- 4 食品関連事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中「製 造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。
- 5 輸入品以外のものにあっては、この様式中「原産国名」を省略すること。
- 6 (略)
- 7 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。
- 8 その他法令により表示すべき事項及び消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示す ることができる。

	粗脂肪含量は次式に <u>よつて</u> 計算する。 (略)
	注1:試験に用いるガラス器具は、日本工業規格の化学分析用ガラス器具の
	規格に適合するもの又はこれと同等のものとする。
	注 <u>2</u> ・ <u>3</u> (略)
厚き	ダイアルシックネスゲージにより、試料の中心部及び周辺部の3カ所の厚さ
	を測定し、その平均値を <u>もつて</u> 厚さとする。

別記様式(第3条関係)

原材料名 「新設] 内 容 量 賞味期限

保存方法

原産国名

製造者

#### 備考

1 (略)

「新設]

- 2 (略)
- 3 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中「製造者」を「販売者」とするこ
- 4 輸入品にあつては3にかかわらず、「製造者」を「輸入者」とすること。
- 5 輸入品以外のものにあつては、この様式中「原産国名」を省略すること。
- 6 (略)

「新設]

「新設]